

答 申 第 2 8 9 号
平成 2 1 年 2 月 9 日

千葉県教育委員会
委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 8 年 1 0 月 1 5 日付け教総第 3 7 7 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成 8 年 9 月 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 8 年 8 月 1 日付け教総第 2 5 0
号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成8年8月1日付け教総第250号で行った公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、本件異議申立ての対象となった公文書を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が公開請求した理由説明書は、公開請求以前に実施機関が行った自己情報非開示決定に係る理由説明書である。よって、実施機関は、公開請求以前に既に当該理由を根拠に非公開の意思形成及び決定を行ったのであるから、公開することによって「意思形成に著しい支障が生じると認められる」ことはないはずである。
- (2) 実施機関は、仮に「意思形成に著しい支障が生じると認められる」と主張するならば、具体的にどのような支障が生じるのかが明らかにされなければならないところ、これらを明らかにしないまま抽象的な主張に止まり、結局、何の説明もなし得ていない。
- (3) 実施機関は、不服申立てを行うことができる旨の教示を行った上で非公開決定を行い、さらに、公開しない理由も述べている。したがって、既に行った非公開決定とその理由が「今後とも検討を要する未成熟な情報」であるはずがない。
- (4) 実施機関が千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）から答申を受けて従前の決定を変更する可能性があるだろうが、このことは、従前の決定やその決定を支える理由が「未成熟」だったためではなく、単に従前の決定が誤りだっただけのことである。
- (5) 実施機関は、「公開することにより、県民に対してそれが異議申立てに対する教育委員会の決定であるかのような誤解や混乱を与えるものと認められる」と主張するが、どこの誰が理由説明書を決定と読み間違えるのか、肝心な部分の主張を行っていない。また、「誤解や混乱を与えるものと認められる」合理的、客観的な根拠が何一つ示されていない。
- (6) 実施機関は、根拠を欠く不当な「おそれ」論を展開した上で「異議申立てに対する最終的な決定を行うという事務事業の意思形成に著しい支障が生じると認められる」と結論しているが、これは恣意的で一方的な解釈によるものである。
- (7) 実施機関が審議会との信頼関係保持を理由の一つに挙げて非公開を貫いていることは、行政の中立性や公平性に大変問題がある。
- (8) 異議申立人は、公開請求した理由説明書を審議会から提供を受けていて、約10人の県民に読んでもらったところ、実施機関が主張する「公開することにより、県

民に対してそれが異議申立てに対する教育委員会の決定であるかのような誤解や混乱を与えるものと認められる」といったことは一切なかった。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書について

本件決定で非公開とした公文書は、実施機関が審議会に提出した平成8年5月23日付け教総第113号「理由説明書の再提出について（送付）」（以下「本件公文書」という。）である。

本件公文書は、実施機関が審議会に対し、千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年千葉県条例第17号）による改正前の千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「改正前の保護条例」という。）第17条第1項の規定による平成6年10月11日付け自己情報非開示決定（以下「本件自己情報非開示決定」という。）の理由を説明するために提出したものである。

本件公文書は、送付文と理由説明書で構成され、理由説明書には本件自己情報非開示決定で非開示とした文書の内容及び非開示の理由が記載されている。

2 非公開の理由について

- (1) 実施機関は、本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する決定を行うに当たり、改正前の保護条例第25条第1項の規定により審議会に諮問しているが、未だ答申は得ておらず、同審議会が審議している最中である。
- (2) 実施機関は、審議会の答申を受けて、本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する最終的な決定を行う予定である。
- (3) したがって、本件公文書に記載された内容は、本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する最終的な決定を行うまでに今後も検討を要する未成熟な情報であり、これを公開することにより、県民に対し、それが当該異議申立てに対する実施機関の決定であるかのような誤解や混乱を与えるものと認められ、ひいては実施機関が当該異議申立てに対する最終的な決定を行うという事務事業の意思形成に著しい支障が生ずると認められる。
- (4) 以上のとおり、本件公文書は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号に該当するので、非公開としたものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件公文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、平成8年7月17日付けで「県教委が作成し審議会に提出した理由説明書（『教総第113号』平成8年5月23日）」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成8年9月6日付けで異議申立てがされたものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関から改正前の保護条例第25条第1項の規定による諮問を受けた審議会が、平成17年4月1日の改正前の千葉県個人情報保護審議会審議要領（平成6年2月28日制定。以下「審議会審議要領」という。）第3条の規定により実施機関に提出を求め、その求めに応じて実施機関が提出した本件自己情報非開示決定の理由を説明する書面（以下「本件理由説明書」という。）及びその送付文である。

3 旧条例第11条第7号該当性について

- (1) 実施機関は、本件公文書に記載された内容は、本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する最終的な決定を行うまでに今後も検討を要する未成熟な情報であると説明する。
- (2) ところで、審議会審議要領第3条では、「審議会は、条例第25条第1項の規定により実施機関から諮問があったときは、当該実施機関に対して、相当の期間を定めて、条例第17条第1項又は第24条第1項の規定による決定の理由を示す書面の提出を求めるものとする。」と規定している。
- (3) そうすると、本件理由説明書は、本件自己情報非開示決定の理由を示す書面であり、本件理由説明書に記載された情報は、実施機関の主張する本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する最終的な決定を行うために今後も検討を要する未成熟な情報ではない。
- (4) また、実施機関は、本件公文書を公開することにより、県民に対し、それが本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する実施機関の決定であるかのような誤解や混乱を与えるものと認められると説明する。
- (5) しかし、当審査会で本件公文書を見分したところ、それが本件自己情報非開示決定についての異議申立てに対する決定であると誤認されるような記載は認められず、本件公文書を公開したとしても、実施機関が主張するような誤解や混乱を県民に与えるとは考えられない。
- (6) 以上のとおり、実施機関の説明は合理性を欠いており、本件公文書が旧条例第11条第7号に該当すると認めることはできない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした本件公文書は、旧条例第11条第7号に該当しないので公開すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
8. 10. 16	諮問書の受理
9. 1. 8	実施機関の理由説明書の受理
9. 4. 18	異議申立人の意見書の受理
9. 6. 25	審議
10. 6. 24	審議 実施機関から非公開理由の聴取
20. 12. 16	審議 実施機関から非公開理由の聴取
21. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年1月27日現在)